

備前市監査委員告示第 3 号

平成 28 年度随時（工事）監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成 28 年度随時（工事）監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 28 日

備前市監査委員 大森 浩二  
同 津島 誠

所 管 部 署	危機管理課
---------	-------

【 指摘事項又は意見（要望事項） 】	措 置 状 況
<p>防災行政無線の設備を建替計画が進行中で取壊しが予定されている建物に設置することについて、経済性、有効性等の観点から、保健センター及び本庁舎の建替えに当たっては、可能な限り本件工事で整備した設備を流用し、廃棄することになる設備を極小化するとともに、設備の流用に際して移動等する場合には、防災行政無線の機能が途切れることのないよう適切な工事計画を検討する必要があると認められる。</p>	<p>現在、防災行政無線については、中枢機器である統制局制御装置等を耐震性のある東備消防組合へ仮移設し、その他の機器については、危機管理課執務室等に保管しており、新庁舎への移設の際には、全ての機器類を流用できるよう、専門関係者と工事計画を検討しております。なお、現在は、岡山県の防災行政無線を借用することにより、運用しております。</p>